

社会福祉法人石浦龍華会役員報酬及び費用弁償に関する規程

(平成 19 年 3 月 9 日議決石浦龍華会規程第 6 号)

(平成 26 年 5 月 23 日議決 全部改正)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人石浦龍華会（以下「当法人」という。）の役員等の報酬の支給及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、当法人の評議員及び理事並びに監事をいう。

(報酬)

第 3 条 役員等（職員で役員に選任された者を除く。以下同じ。）が会議等に出席した場合には、報酬を支給する。

(報酬の額)

第 4 条 役員等の報酬額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 評議員報酬 1 日 1 回 13,000 円
- (2) 理事長報酬 月額 80,000 円
- (3) 理事報酬 月額 10,000 円
- (4) 監事報酬 月額 10,000 円

(出務の範囲)

第 5 条 前条第 1 号に掲げる評議員報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の評議員会に出席する出務
- (2) 当法人の評議員として職務を遂行するための出務
- (3) その他必要と認められる場合の出務

2 前条第 2 号に掲げる理事長報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 社会福祉法人石浦龍華会定款施行細則第 8 条に規定する理事長の専決事項の職務を日常的に遂行するための出務
- (2) 当法人の理事会及び監事会に出席する出務
- (3) 当法人の理事長として職務を遂行するための出務
- (4) 当法人の理事長として出席する龍華保育園、宮保育園及びこま草保育園（以下「保育園」という。）の業務に係る出務
- (5) その他必要と認められる場合の出務

3 前条第 3 号に掲げる理事報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の理事会に出席する出務
- (2) 当法人の理事として職務を遂行するための出務
- (3) 当法人の理事として出席する保育園の業務に係る出務
- (4) その他必要と認められる場合の出務

4 前条第4号に掲げる監事報酬を支給できる出務の範囲は、次の各号に掲げる出務とする。

- (1) 当法人の監査会に出席する出務
- (2) 当法人の監事として職務を遂行するための出務
- (3) 当法人の監事として出席する保育園の業務に係る出務
- (4) その他必要と認められる場合の出務

(報酬の支払)

第6条 第4条第1号に掲げる評議員報酬は、その都度支払うものとする。

2 第4条第2号から第4号に掲げる理事報酬及び理事並びに監事報酬の計算期間は、月の1日から末日までとし、その月の25日にそのつきの全額を支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日とする。

(費用弁償)

第7条 役員等が業務を遂行するために出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費は、社会福祉法人石浦龍華会旅費規程（平成23年3月23日議決石浦龍華会規程第15号）及び社会福祉法人石浦龍華会旅費規程施行細則（平成24年3月26日議決石浦龍華会細則第24号）の規定を準用する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月23日議決平成24年度石浦龍華会規程第16号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月23日議決平成25年度石浦龍華会規程第5号 全部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

(社会福祉法人石浦龍華会役員報酬等の支給に関する細則の廃止)

2 社会福祉法人石浦龍華会役員報酬等の支給に関する細則（平成24年3月26日議決石浦龍華会細則第17号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、議決の日から施行する。(平成 29 年 6 月 14 日議決 平成 29 年
石浦龍華会第 1 回評議員会)